

中野市地域密着型サービス事業者選考委員会設置要領

(設置)

第1条 中野市老人福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）に基づき、令和2年度において地域密着型サービス事業所を整備する事業者を適正かつ公平に選考するため、中野市地域密着型サービス事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域密着型サービス事業所を整備する指定予定事業者の選考に関すること。
- (2) 地域密着型サービス事業所の配置の適正化に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 中野市介護保険事業運営協議会から選出された者
- (2) 健康福祉部長
- (3) 高齢者支援課長
- (4) 高齢者支援課介護予防包括支援係長
- (5) その他必要な職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には健康福祉部長を、副委員長には高齢者支援課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月12日から施行する。